

姫路市教育委員会会議録（令和4年3月）

○ 日 時 令和4年3月24日（木）午後2時00分から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時00分）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第72号 令和4年度姫路市一般会計補正予算（教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について

議案第73号 姫路市職員給与条例及び姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定（教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について

議案第74号 姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第75号 姫路市教育委員会行政組織規則の改正に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第76号 姫路市教育委員会賞罰審査委員会規則の一部を改正する規則の制定について

議案第77号 姫路市教育委員会における標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定について

議案第78号 姫路市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則の制定について

議案第79号 姫路市教育委員会行政組織規則の改正に伴う関係規程の整理に関する規程の制定について

議案第80号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

議案第81号 教育委員会事務局及び学校職員の人事異動について

議案第82号 まん延防止等重点措置対象区域指定期間延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

議案第83号 まん延防止等重点措置適用解除後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

日程第4 報告

1 姫路市立高等学校在り方審議会答申について

2 姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議のまとめについて

3 令和4年度市立高等学校推薦入学及び複数志願選抜に係る受検者及び合格者数について

4 姫路市立公民館使用料等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第5 教育長職務代理者の指名について

日程第6 次回委員会開催日時等

日程第7 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、山下委員、森下委員、角谷委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、

福永生涯学習部長兼文化財課長、殿垣総務課長、宮崎教育企画室主幹、
三木教職員課長、平山学校指導課長、柳田生涯学習課長
(書 記) 簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日は、松本委員から欠席の届出がございましたので、御報告いたします。出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により森下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事に入りたいと思いますが、
議案第83号 まん延防止等重点措置適用解除後の社会教育施設の対応方針
の決定に関する臨時代理の承認について
が追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、議案及び報告事項の一括審議、並びに公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
まず、一括審議についてですが、「議案第72号及び第73号」、並びに「議案第74号、第75号、第79号及び第80号」、並びに「議案第77号及び第81号」、並びに「議案第82号及び第83号」は、それぞれ関連がありますので、一括審議としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、「議案第72号及び第73号」、並びに「議案第74号、第75号、

第 79 号及び第 80 号」、並びに「議案第 77 号及び第 81 号」、並びに「議案第 82 号及び第 83 号」は、一括審議とします。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第 77 号及び議案第 81 号は、会議規則第 15 条第 1 号に規定する、教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件及びそれに関連する事件に該当するため、非公開とすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 77 号及び議案第 81 号は非公開と決定します。
なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第 72 号 令和 4 年度姫路市一般会計補正予算（教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について
及び
議案第 73 号 姫路市職員給与条例及び姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定（教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について
一括審議します。
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- （総務課長 議案第 72 号及び議案第 73 号について説明）
この補正予算及び条例につきましては、国家公務員の給与について定める一般職給与法の提出後、速やかに現在開会中の市議会定例会に追加議案として提出する必要があったことから、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、それを報告し、承認を求めるものでございます。
まず、議案第 73 号から御説明いたします。
「1 改正の理由」につきましては、国家公務員の給与改定を踏まえて、姫路市職員給与条例が改正されることに伴い、本市の教育職員（高等学校及び幼稚園の教育職員並びに指導主事）の給与について定める姫路市立学校職員の給与に関する条例においても同様の改正が行われるものでございます。
「2 改正の概要」でございますが、本市の一般職の職員に係る取扱いに準じ、期末手当の年間の支給月数を再任用以外の職員にあっては 0.15 月、再任用職員にあっては 0.1 月引き下げようとするものでございます。
「3 施行期日等」でございますが、(1)の「施行期日」につきましては、この条例の施行日は公布の日からとなっております。(2)の「令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置」につきましては、国家公務員にあっては、令和 3 年

人事院給与勧告に基づく期末手当の減額相当額を令和4年6月期の期末手当において調整することとされたことから、本市においても同様に、令和3年12月に支給された期末手当の額を基準として、再任用職員以外の職員にあっては0.15月、再任用職員にあっては0.1月に相当する額を、令和4年度に支給する期末手当から減額調整をするものでございます。

なお、調整に当たっては、原則として令和4年6月期の期末手当において実施することとしますが、職員の負担軽減の観点から、職員の届出がある場合には、調整額を6月期分及び12月期分に2分割し、令和4年6月及び12月に支給する期末手当からそれぞれ減額する調整を行うこともできることとするものでございます。

(3)の「姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部改正」についてでございますが、姫路市立学校職員の給与に関する条例の対象者（教職員等）の期末手当については、姫路市職員給与条例の期末手当に関する規定を準用していますが、本条例の附則第2項から第4項に規定する令和4年6月に支給する期末手当の支給に関する特例措置についても準用する必要があることから、姫路市立学校職員の給与に関する条例に当該規定に関する附則を設けるものでございます。

続いて、議案第72号について御説明いたします。

これは、先ほど説明いたしました条例の改正に伴い、令和4年度に支給する期末手当から減額調整をすることに伴う予算の補正で、4,123万4千円を減額補正するものでございます。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- 意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第72号 令和4年度姫路市一般会計補正予算（教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について
及び
議案第73号 姫路市職員給与条例及び姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定（教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

（委員）

〔 挙 手 〕

教育長

- 全員賛成と認め、議案第72号及び議案第73号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、
議案第74号 姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第75号 姫路市教育委員会行政組織規則の改正に伴う関係規則の整理に

関する規則の制定について

議案第 79 号 姫路市教育委員会行政組織規則の改正に伴う関係規程の整理に関する規程の制定について

及び

議案第 80 号 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について一括審議します。

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第 74 号、75 号、79 号、80 号について説明)

議案第 74 号「姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

「1 改正の理由」につきましては、令和 4 年 4 月 1 日付けの組織改正等に伴い、姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正するものでございます。

「2 改正の概要」につきましては、1 点目としまして、教育企画室の分掌事務のうち、姫路市立高等学校在り方審議会に関することを削除し、市立高等学校の在り方に関すること及び夜間中学の開設に関するものを加えるものでございます。

2 点目としまして、健康教育課の分掌事務の整理を行うものでございます。

3 点目としまして、美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館及び公民館を市長の事務局へ移管することから、それらに関する規定を削除するものでございます。

4 点目としまして、附属機関のうち「姫路市立高等学校在り方審議会」、「公民館運営審議会」及び「美術品購入等審議委員会」を削るものでございます。

「3 施行期日」につきましては、令和 4 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 75 号「姫路市教育委員会行政組織規則の改正に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」御説明いたします。

「1 整理の理由」につきましては、令和 4 年 4 月 1 日付けの組織改正等にて美術館等を市長の事務局へ移管することに伴い、姫路市教育委員会行政組織規則を改正するにあたり関係規則の整理を行うものでございます。

「2 整理の概要」につきましては、1 点目としまして、姫路市教育委員会公印規則において規定している美術館等において使用する公印に関する規定を削除するものでございます。

2 点目としまして、美術館等を市長の事務局へ移管することにより、施設管理上の主体が「教育委員会」から「市長」に移るため、姫路市立美術館条例等での規定に基づき定められている各規則についても、新たに市長規則として定められることから、現在教育委員会規則として定められている各条例施行規則を廃止するものでございます。

「3 施行期日」につきましては、令和 4 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 79 号「姫路市教育委員会行政組織規則の改正に伴う関係規程の整理に関する規程の制定について」御説明いたします。

「1 整理の理由」につきましては、令和4年4月1日付けの組織改正等にて美術館等を市長の事務部局へ移管することに伴い、姫路市教育委員会行政組織規則を改正するにあたり関係規程の整理を行うものでございます。

「2 整理の概要」につきましては、1点目としまして、美術館等を移管することにより、「姫路市教育委員会の所管に属する教育機関等の自家用電気工作物保安規程」において規定している美術館等に関する規定を削除するものでございます。

2点目としまして、美術館を移管することにより、施設の所管が「教育委員会」から「市長」に移るため、姫路市教育委員会訓令として定められている「姫路市立美術館の運営に関する規程」について、新たに姫路市訓令として定められることから、同規程を廃止するものでございます。

「3 施行期日」につきましては、令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第80号「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」御説明いたします。

「1 趣旨」につきましては、令和4年4月1日付けで、現在、教育委員会が所管しております姫路市立美術館の設置、管理及び廃止に関することの事務を市長が管理し、及び執行することとなったことに伴い、市長から地方自治法第180条の2の規定に基づき市長の権限に属する事務について教育委員会の管理に属する機関の職員による補助執行を解除することについて、協議の申入れがあったものでございます。

「2 協議の理由」につきましては、現在、「ユニークベニューHIMEJIプラン」の実施にあたり姫路市立美術館前庭における実施に関しては、市長と教育委員会との補助執行協議に基づき、市長の権限に属する事務である姫路市公園条例の規定による許可及び当該許可に係る使用料に関する事務を施設管理者である美術館の職員が補助執行にて行っておりますが、令和4年4月1日付けで美術館が市長の事務部局に移管されることに伴い、移管後は、美術館の職員が市長の補助機関である職員等として当該事務を執行することになることから、当該事務の補助執行の解除について協議するものでございます。

「3 補助執行を解除しようとする事務」につきましては、「姫路市立公園条例第4条第1項又は第2項の許可及び当該許可に係る使用料に関すること（姫路市立美術館前庭に係るものに限る）」事務について、補助執行を解除することになります。

「4 補助執行の解除日」につきましては、令和4年4月1日からを予定しております。

また、あわせて、市長の事務部局における組織改正に伴いまして、協議書中の組織名を改正する語句整理も行うものでございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

美術館前庭は美術館敷地内であって、公園との認識はなかったのですが、このよ

うな施設が公園内にあり、公園条例が関係する施設は他にありますか。

(答) 姫路城は姫路公園として、手柄山の施設も手柄山公園として関係があります。

(問) 美術館等が市長部局に移管したあと、公園条例が関係するような教育委員会が所管している施設はありますか。

(答) 4月以降はありません。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 74 号 姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 75 号 姫路市教育委員会行政組織規則の改正に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- 議案第 79 号 姫路市教育委員会行政組織規則の改正に伴う関係規程の整理に関する規程の制定について
- 及び
- 議案第 80 号 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 議案第 74 号、議案第 75 号、議案第 79 号及び議案第 80 号は、原案どおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第 76 号 姫路市教育委員会賞罰審査委員会規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 76 号について説明)
改正の概要について御説明いたします。
「1 改正の理由」につきましては、姫路市教育委員会賞罰審査委員会では、参事級である各部長を委員に充てているから、令和 3 年 4 月 1 日の組織改正により、教育委員会事務局に部相当の組織として教育企画室が新設されたことに伴い、同じく参事級である教育企画室長を委員に加えようとするものでございます。
「2 改正の概要」につきましては、姫路市教育委員会賞罰審査委員会の委員は、教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長、教育総務部総務課長及び学校教育部教職員課長をもって充てておりますが、これらの委員に教育企画室長を加

えるものでございます。

「3 施行期日」は、令和4年4月1日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第76号 姫路市教育委員会賞罰審査委員会規則の一部を改正する規則の
制定について
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第76号は、原案どおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第78号 姫路市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則の制定につ
いて
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (生涯学習課長 議案第78号について説明)
改正の概要について御説明いたします。
「1 改正の理由」でございますが、現在、姫路市社会教育委員会議規則により、社会教育委員会議の定例会は年3回と定められておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症感染拡大等により、会議の招集が困難な場合や、招集しても出席数が定足数に満たない状況が考えられます。
こうした状況に臨機応変に対応するため、定例会の回数規定を削除するとともに、定例会および臨時会の規定についても削除し、柔軟な会議の運営に資するため、必要な改正を行うものでございます。
また、規則上では議長及び副議長の任期は1年でございますが、円滑な会議運営のため、姫路市社会教育委員条例で定める委員の委嘱期間を任期とするほか、その他文言整理を行うものでございます。
「2 改正の内容」につきましては、改正前規則第6条関係としまして、定例会の回数規定を削除するものでございます。
同じく、改正前規則第6条関係としまして、定例会および臨時会の規定を削除するものでございます。
改正前規則第3条関係につきましては、議長及び副議長の任期を委員の委嘱期間とするものでございます。
「3 施行期日」につきましては、令和4年4月1日から施行することとしております。

教育長

- この件について各委員は質疑を願います。

教育長

- 意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 78 号 姫路市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則の制定について
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 78 号は、原案どおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第 82 号 まん延防止等重点措置対象区域指定期間延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
及び
議案第 83 号 まん延防止等重点措置適用解除後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
一括審議します。
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (生涯学習部長 議案第 82 号及び議案第 83 号について説明)
新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、教育委員会事務局生涯学習部が所管する社会教育施設の対応方針の決定について、緊急を要したため、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、その内容を報告し承認を得ようとするものでございます。
まず、議案第 82 号について御説明いたします。令和 4 年 2 月 18 日にまん延防止等重点措置対象区域指定期間が延長されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管するすべての社会教育施設について、引き続き、業種別ガイドライン等に基づく感染対策等を実施した上で通常どおりの開館時間とすることといたしました。
市主催及び共催イベントや行事につきまして、イベントの開催制限の目安等は、引き続き、表に示すとおりでございます。
まず、感染防止安全計画を策定し、県対策本部事務局による事前確認を受けたもので、参加人数が 5,000 人を超えるイベントの開催を予定する場合には、人数上限を 20,000 人とすることといたしました。ただし、「対象者全員検査」の活用により収容定員までの入場を可能といたしました。その他、安全計画を策定しないイベントにつきましては、人数上限を 5,000 人とすることといたしました。
感染対策の徹底といたしまして、引き続き、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず「三つの密」が発生しない席の配置や人と人との距離の確保、

マスクの着用、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じることといたしました。

収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること、大声ありのイベントで十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）の維持が困難な場合は、開催について、慎重に判断することといたしました。

適用期間は、令和4年2月21日から同年3月6日までといたしました。ただし、まん延防止等重点措置対象区域指定期間がさらに延長され、社会教育施設の対応方針について変更がない場合は、その期間といたしました。

続きまして、議案第83号についてでございますが、令和4年3月21日をもって兵庫県へのまん延防止等重点措置の適用が解除され、兵庫県独自措置を実施することを受け、対応を変更した点のみ御説明いたします。

イベントの開催制限の目安等につきまして、感染防止安全計画を策定し、県対策本部事務局による事前確認を受けたもので、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントの開催を予定する場合には、人数上限を収容定員までとすることといたしました。その他、安全計画を策定しないイベントにつきましては、人数上限を5,000人又は収容率50%のいずれか大きい方とすることといたしました。それ以外の対応につきましては、議案第82号と変わりはありません。

適用期間は、令和4年3月22日からといたしました。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

対象者全員検査は当日の会場での検査でなくても、前日までに事前に検査していてもよいのですか。

(答)

当日検査だけでなく、前日までに検査をしても大丈夫です。

(意見)

会場で検査をするのか、前日までの検査でも大丈夫なのか、またはワクチン接種をしていればよいのかなど、対象者全員検査とはこういうものだと明示しておいたほうがよいと思います。

(答)

分かりやすく表記します。

(問)

参加人数の捉え方としては、同じ時間帯に一齐に集まる人数なのか、それとも数時間内に出入りする流動的な参加人数なのか、どちらでしょうか。

(答)

確認し、分かりやすく表記します。

教育長

- 意見等もないようですので、お諮りいたします。
- 議案第 82 号 まん延防止等重点措置対象区域指定期間延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
- 及び
- 議案第 83 号 まん延防止等重点措置適用解除後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
- 報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 82 号及び議案第 83 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、
- 報告事項の 1 姫路市立高等学校在り方審議会答申について
- 事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教育企画室主幹 報告事項の 1 について説明)
- 1 月の定例教育委員会において、第 4 回の審議会までの状況をご報告しておりますが、その後、2 月 22 日に第 5 回の審議会を開催し、その後同月 28 日に答申をいただきました。
- 本答申につきましては、2 月 28 日に、委員の皆様に取り急ぎメールで共有させていただきましたが、その内容について、あらためて少し説明させていただきます。
- 答申の「1 市立高等学校を取り巻く状況と課題」ですが、市立高等学校においては、普通科を中心に、専門学科や特色あるコースを設置しており、また、志願倍率も概ね高く、進学希望者の多い学校であるものの、急速な少子化の進行や、求められる学びの変化、学校施設の老朽化、市の財政状況など、新たな課題も生じていることから、より一層充実した市立高等学校を構築していくために、その在り方を見直す必要がある、という内容でございます。
- 次に、「2 これからの市立高等学校に求めること」ですが、具体的な方向性については、姫路市が今後、実施計画として検討するものではあるが、市民をはじめ関係する方々が、これからの市立高等学校の望ましい姿をイメージできるよう、委員の皆様の審議会での意見をまとめる形で記載されております。
- まず、「(1) 特色ある取組」として、
- ・これまでの専門学科やコースの設置等による取組をさらに発展させてもらいたい
 - ・教科等横断的な取組や地域と連携した活動を行う場合には、特に市立高等学校であることは優位性を持つことから、義務教育とのつながりを大切にするとともに、大学や企業、地域との連携をしっかりと進めながら、本市の豊かな人づくり、まちづくりの推進役を担うことを期待したい

- ・フラッグシップとなる専門学科や特色ある取組は、学校の魅力を向上させる大切な要素であるため、多様な視点に立った教育内容・制度を積極的に研究、検討し、時代のニーズに対応しながら、本市が求める学びを実現することで、際立った特色を持ち、全国に誇れる高等学校にしていきたいと思います

という内容でございます。

次に、「(2) 学校規模の維持・拡大」として、

- ・今後、さらなる少子化が進行する中、特色ある取組を積極的に進めていくためには、例えば、専門学科を含め、1学年10学級程度の規模の大きな学校を目指すなど、専門性の高い教職員を十分に確保するための方策が必要である
- ・部活動や生徒会活動など、学校を通じて経験する多様な活動は、生徒にとって大きな学びであるため、これからの市立高等学校においては、市立施設や人材、ネットワークなど、本市が有する機能を最大限活用しながら、多様な魅力を国内外に発信できる学校づくりを進めるべきである

という内容でございます。

次に、「(3) 学校施設環境の整備」として、一人一人の可能性を引き出す個別最適な学びと多様な経験を得るためには、施設設備の充実は大きな要素であることから、令和の時代にふさわしい内容となるよう、改善を進めてもらいたい、としております。

次に、「(4) 再編の必要性」ですが、以上の、市立高等学校に求める姿を実現するためには、現在の3校を維持したままでは困難であり、市民から選ばれ、愛される市立高等学校であり続けるためには、1校に集約することや新設も視野に、教員や財源などの資源を集中させることが必要である、とまとめられております。

次に「3 今後の進め方」の「(1) スケジュール」として、市立高等学校への進学を希望する子供たちの進路設定や、施設設備の老朽化のことがあるので、兵庫県立高等学校再編の進捗状況を踏まえながら、速やかに対応してほしい、

「(2) 留意事項」の「ア 生徒及び教職員への配慮」としては、

- ・再編に当たっては、本市を含む第4学区の募集定員数を生徒数の減少に合わせて緩やかに調整できるよう、兵庫県と十分に連携を図りながら計画的に行うこと
- ・学校現場に随時きめ細かな情報提供を行うこと
- ・教職員の県立高等学校との活発な人事交流などを求めること

としております。

また、「イ 校風の継承」として、教員と生徒の近い関係性から生まれる親しみやすい校風など、これまでの市立高等学校の歴史や伝統を発展的に継承していくことが求められる、としております。

次に、「ウ 立地条件」として、学校の立地については、生徒本人はもちろん、保護者にとっても大きな関心事であり、周辺環境についても、市立高等学校である利点を生かすうえで重要な要素である、としております。

答申の内容は、以上でございます。今後、この答申を受け、本市における実施

方針を検討してまいります。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(要望)

県立高校の再編が急速かつ大幅になされるようですが、市立3高校を1校にするなら、中・西播磨の学生の受け皿として、市立高校が減る分を県立高校で調整するという方向性だったと思います。生徒数が急に減るわけではないので、県の再編を見ながら適切な受け皿を用意するのは難しいと思います。今、生徒は高校まで姫路で学び、大学から神戸や大阪に流出している状況ですが、県との受け皿のすり合わせの結果次第で、高校の段階から神戸等の東へ流出する可能性もでてくると思います。広域での姫路市としての受け皿を確保できるよう、あらためて県とのすり合わせをお願いします。

(答)

そのことについては認識しています。このタイミングで県からこのような方針が出ることは把握していました。市立高校と県立高校をあわせて考えていただくには、このタイミングで姫路市としてある程度の方向性を示すことが必要です。第4学区については、県が適正としている6～8クラスを満たしていないところが他と比べて少し多いので、県と市で歩調を合わせながら、適正な規模の学校を増やしていくという方向性で取り組んでいます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の2 姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議のまとめについて
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教職員課長 報告事項の2について説明)

検討会議の最終回は、先日3月11日に開催しました。そこでの意見を反映し、文言や内容を一部修正し、座長に確認いただいて完成したものを、本日報告させていただきます。

「1はじめに」と「2検討会議について」、考え方や事実を述べております。

「3検討事項について」「(1)市立城陽小学校で起こった体罰・暴言事案に関する意見」として、検討会議での委員の皆様の意見を、カテゴリーに分けて、掲載しております。

「(2)体罰等の防止等について」、まず、「①体罰等に関する基本的な考え方」として、体罰の定義と、本市の体罰に関する立場を、「体罰は児童生徒の人権を侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないもの」と改めて表明しております。

「②体罰等の防止について」「ア教職員に対して」、検証委員会による検証意見書の抜粋と、第2回検討会議での、委員の皆様からの意見の要旨を掲載しております。これ以降、同じパターンで示しております。

「今後の対策」につきましては、「体罰等に関する考え方の再確認の徹底」「暴力行為の否定の表明及び対応の強化」「人権感覚・人権意識の向上に関する取組の充実」など、6点示しております。

「イ 学校管理職に対して」の今後の対策として、再掲を除き、「校園長の報告・相談体制の構築」など、4点示しております。

「ウ 市教育委員会に対して」の今後の対策として、再掲を除き、「体罰・暴言等の根絶に向けた会議の継続」など、2点示しております。

「③体罰等を認知した場合の対策について」「ア 児童生徒・保護者・同僚職員から意見が言える仕組みづくり」の今後の対策として、「児童生徒や保護者からの相談体制の周知」など、2点示しております。

「イ 管理職と市教育委員会の連携」の今後の対策として、再掲を除き、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への相談体制の強化」を、1点示しております。

「ウ 体罰等が発生した場合の対応」の今後の対策として、「体罰・暴言等発生時の学校対応の再確認と周知」を、1点示しております。

「(3) 特別支援教育に関する意見」について、「①学校園に対して」として、検証委員会による検証意見書の抜粋と、第3回検討会議での、委員の皆様からの意見の要旨を、また委員より示された資料からキーワードを掲載しております。これ以降、同じパターンで示しております。

「今後の対策」につきましては、「特別支援学級の担任教員に関する研修の強化」「特別支援学級の担任教員への負担軽減等への取組」など、4点示しております。

「② 市教育委員会に対して」の今後の対策として、「特別支援教育に関する環境の充実」「特別支援教育を推進するための会議の拡充」など、4点示しております。

「③ ①②以外に対して」の今後の対策として、「特別支援学級の学級定員減に関する要望」など、2点示しております。

「4 おわりに」につきましては、総括として、改めて、体罰に関する基本的な考え方の再確認の徹底と、暴力行為の否定を記しております。

参考資料として、「(1) 開催要領」と「(2) 委員名簿」を掲載しております。なお、第1回検討会議から第4回検討会議の会議録も公表したいと考えております。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

検討会議の対策について、市教育委員会として、どう進めていくのですか。

- (答) 年度初めに各学校へ検討まとめを配布し、教職員へ周知するとともに、相談窓口等については保護者への周知を図ってまいります。かなりの分量ですので、まず、管理職に検討まとめをしっかりと読み込んでもらったうえで、校長研修や教頭研修を実施します。
- (問) 管理職への研修はいつ頃するのですか。
- (答) 学校の年度初めの行事等が終わる4月の下旬、5月の連休明けを予定しています。
- (問) 校長研修等は別にして、実務責任の先生への研修、新任1、2年の先生への研修など、レベルごとに研修したほうが、研修内容を対象者に合わせて効率よく実施されるのではないですか。
- (答) 初任者研修、2・3年目の教職員研修、10年目の中堅研修、15年目の教職員研修をこれまでも実施しています。生徒指導や学級運営等を研修項目としていますが、今回の対策についての内容も研修に盛り込んでいく予定です。また、生徒指導担当者会や特別支援学級担当者会でも今回の対策についての内容を盛り込んでいく予定です。
- (答) 年次ごとの研修について、取り組んでまいります。また、対策18「特別支援学級の担任教員に関する研修の強化」にありますが、障害の種別ごとに学ぶ研修、児童生徒の理解のあり方等、年度当初に行うよう早急に取り組んでまいります。
- (問) すべてのことが盛り込まれている内容となっていますが、取り組んだことを振り返って、どのような成果があったか等、総括し、その結果を反映していくことは考えられていますか。
- (答) 対策12「体罰・暴言等の根絶に向けた会議の継続」で、対策についての検討を継続して行うこととなっていますし、対策24「特別支援教育を推進するための会議の拡充」で、姫路市特別支援教育推進会議のメンバーや内容を拡充し、特別支援教育に関する対応についての検討を継続して行うなかで、対策の評価や対策内容の更新を行ってまいりたいと考えています。
- (要望) 先生にとって、問題を抱えた児童生徒への対応が大変であるなかで、これだけの対策に取り組むのは大変なことだと思いますが、児童生徒への教育は一番に考えないといけないと思います。これまでの対応を振り返りながら、先生の負担や悩みも解決しながら、多くの声をまとめて、良い対応になるように希望します。
- (答) おっしゃる通りだと思います。そのように取り組んでまいります。

(問) 対策 25「特別支援学級の学級定員減に関する要望」で、特別支援学級の定員が1学級8名であることが問題で、市から国や県に発信してほしいとの検討会議委員からの意見がありましたが、これに関する動きはどうなっていますか。

(答) 市教育委員会として、国に対して教育長に要望に行っていました。また、県を通じての要望も行いましたが、国の動きはありません。ただ、いろいろな県、市町も同じ考えであると思いますので、国も検討しているものと考えております。

(問) 現状、なかなか難しいということですが、人手不足が問題だと思います。検討会議委員からの意見として「障害のある児童生徒を育てた経験のある方をボランティアとして学校園に派遣できるシステムを作ればどうか」とありますが、実際このようなシステムを作ることは可能なのですか。

(答) PTAの方に来ていただくことは可能だと思います。PTAの方は、PTA 保険に入っておられるので、学校内で怪我をされた時に保険対応ができます。地域の方については、いろいろと取り決めをしないといけないことがありますので、現時点では盛り込むことができませんでした。今後の会議でどのようなことができるか研究してまいります。

(要望) 特別支援学級の先生だけでなく、他の学級の先生方もたくさんおられるので、交流し、たくさんの人による見守りの体制も意味があると思います。

(答) そのとおりだと思います。特別支援教育に限らず、体罰、暴言等を行わないためには、多くの目で子供たちを見守ることが重要です。対策5「保護者等との連携についての検討」で、保護者等と連携しながら多くの目で見てもらうことや、大学に協力を求めて、大学の学生ボランティアに学校に来てもらうことも考えていますので、いろいろな形で実施してまいります。

(意見) 今回の事件は、教育の根底を覆すような大きな事件でした。長い時間をかけて、検証委員会、検討会議でまとめを作ってくださいとあり、これが絵に描いた餅にならないよう、体罰防止、特別支援学級の充実に取り組んでまいります。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで了承したいと思います。

教育長 ○ 次に、
報告事項の3 令和4年度市立高等学校推薦入学及び複数志願選抜に係る受
検者及び合格者数について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 報告事項の3について説明)

まず、2月16日に実施しました推薦入学につきましては、姫路高校探究科学コースは、定員40名に対して、志願者数、受検者数とも67名、合格者40名で、倍率は1.68でございました。

琴丘高校国際文化科は、定員40名に対して、志願者数52名、受検者数51名、合格者数40名で、倍率は1.28でございました。

飾磨高校健康福祉コースは、定員40名に対して、志願者数、受検者数とも62名、合格者数40名で、倍率は1.55でございました。

飾磨高校健康福祉コースは、1.55と昨年度の0.80から大幅に増加いたしました。しかし、兵庫県全体においては飾磨高校以外の福祉関係の学科・コースは定員割れを起しており、武庫荘総合高校福祉探究科の倍率が0.73(昨年度0.96)、龍野北高校総合福祉科の倍率が0.83(昨年度0.95)、日高高校福祉科の倍率が0.75(昨年度0.70)と、昨年度に引き続き、福祉関係全体では志望者数が減少傾向となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のため、別室受検として対応を行ったものが、姫路高校で1名ございました。また、3校とも新型コロナウイルス感染症による欠席はございませんでした。

次に、3月11日に実施されました一般入試における複数志願選抜につきましては、姫路高校は、定員200名に対して、志願者数、受検者数とも228名、倍率は1.14でございました。合格は、第2志望での合格も含め、200名でございました。

琴丘高校は、定員200名に対して、志願者数は232名、受検者数は231名、倍率は1.16でございました。合格は、第2志望での合格も含め、200名でございました。

飾磨高校は、定員200名に対して、志願者数、受検者数とも177名で、第1志望の定員に対する倍率は0.89でございました。合格は、第2志望での合格も含め、200名でございました。

なお、別室受検として対応を行ったものは、琴丘高校におきまして新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のため1名、飾磨高校におきまして、新型コロナウイルス感染症濃厚接触者が1名、発熱による体調不良者が2名でございました。また、新型コロナウイルス感染症による欠席はございませんでした。

複数志願選抜において、飾磨高校の第1志望の倍率は0.89となりましたが、第2志望での合格を含めて定員は充足されております。

市立3校は、姫路市にある高校の中でも長い歴史を持ち、地元の期待を担う地域に根ざした教育を行っております。また、各高校がオープンハイスクールや学校ホームページを通して、保護者や中学生に積極的に情報発信を行っていることが、受検者に関して一定数の確保につながっていると考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

- (問) 推薦入学と複数志願選抜の琴丘高校で、志願者数に対し、受検者数が1名減となっていますが、どのような理由で受検されなかったのですか。
- (答) 他の高校に合格されたので、受検されませんでした。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれです承したいと思います。
- 教育長 ○ 次に、
報告事項の4 姫路市立公民館使用料等に関する規則の一部を改正する規則
について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (生涯学習課長 報告事項の4について説明)
改正の概要について御説明いたします。
「1 改正の理由」ですが、林田及び手柄公民館の大規模改修工事完了に伴い、冷暖房費用について改定するものでございます。
具体的には、林田及び手柄公民館の料理実習室につきまして、それぞれ面積に応じた冷暖房費用を定めるものでございます。
林田公民館につきましては、エレベーター設置により面積が、39.47 m²から35.87 m²となり、使用区分「午後」の冷暖房費用が200円から100円となります。
また、手柄公民館につきましては、料理実習室をホール側に広げたことから面積が、36.00 m²から40.10 m²となり、使用区分「午後」の冷暖房費用が100円から200円となります。
施行期日は、令和4年4月1日でございます。
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- 教育長 ○ 意見等もないようですので、報告事項の4についてはこれです承したいと思います。

・・・[非公開案件の審議]・・・
- 教育長 ○ 次に、日程第5 教育長職務代理者の指名についてに入ります。
- 教育長 ○ 教育長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条において、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと定められているものでございます。任期については、法律で具体的な定めがないため、1年間を区切りとして、令和3年度は山下

委員に就任していただいております。

教育長

- 令和4年4月1日から1年間の教育長職務代理者として、森下委員を指名します。

森下委員

- 教育長職務代理者をお受けいたします。
教育長職務代理者は、事務局の事務の統括及び事務局職員の指揮監督を行うものですが、非常勤である私が職務を担うことは困難であると考えますので、教育次長に委任したいと思います。

教育長

- ただいま、森下委員から教育次長へ職務の委任につきまして、申出がありました。
森下委員が、事務局の事務の統括及び事務局職員の指揮監督の職務を行うことは困難であると認め、教育長職務代理規則第2条の規定により、教育次長に委任することといたします。

教育長

- 次に、日程第6 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局)

- 次回の定例教育委員会を、4月14日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思います。

教育長

- 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、4月14日木曜日の午後2時に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、4月14日木曜日の午後2時に開催することといたします。

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第7 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

- ・全市校園長会について (学校教育部長)

教育長

- 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時38分)